

## 明治大学平和教育登戸研究所資料館所蔵資料利用・撮影規定

- 1.当館所蔵資料を出版物、展示、放送・放映等の目的で利用・撮影する場合は、所定の様式で申請を行ってください。
- 2.申請は、出版物、展示、放送・放映等の著作権者名で行ってください。
- 3.当館所蔵資料は申請された目的に限り利用可能です。他の目的で利用する際は、その都度当館へ申請を行ってください。
- 4.当館所蔵資料を、期間を定めずに利用する場合は、年度毎に再申請を行ってください。
- 5.当館で所蔵する画像データを利用する場合はCD-Rなど記録メディアをご用意ください。なお、データ貸出に使用した記録メディアの所有権は当館に帰属します。
- 6.資料利用終了後は当館に送付してください。また、利用の終了した資料は速やかに当館へ返却し、第三者への提供・貸出等はしないでください。(記録メディアを含む)
- 7.当館所蔵資料の撮影を行う場合は、当館の指示に従い撮影を行って下さい。
- 8.撮影した資料写真・動画の権利は当館に帰属します。撮影したフィルム・データなどは当館に納入して下さい。  
※納入写真・動画の当館の使用について、撮影者は以後、著作権などの異議を申し立てることはできません。ただし、使用に当たり撮影者の明記が必要な場合には、必ず申請時に申し出て下さい。
- 9.「明治大学平和教育登戸研究所資料館所蔵」もしくは「**Courtesy of The defunct Imperial Japanese Army Noborito Laboratory Museum for Education in Peace**」と明示して下さい。  
※館内を撮影された場合は、映像内に明治大学平和教育登戸研究所資料館で撮影した旨を必ず明示して下さい。
- 10.提供した資料を利用した場合には下記のことを当館にお送り下さい
  - (1) 刊行物等への掲載の場合、掲載物1部
  - (2) 放送・放映の場合、放映内容が判るDVDなど成果物1部
  - (3) 展示等利用の場合、展示の様子がわかる写真及びキャプション
- 11.その他、当館が提示する条件を厳守してください。
- 12.当規定が遵守されない場合は、申請を承認しないことがあります。

以 上

(事務様式 16)